

## 決 定 書

申 立 人 川崎市幸区幸町 2 - 6 8 4 - 1

神奈川シティユニオン

執行委員長 A

被申立人 横浜市神奈川区沢渡 4 4 - 1

株式会社コスモコーポレーション

代表取締役 B

上記当事者間の神労委平成 1 8 年（不）第 1 2 号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成 1 9 年 3 月 1 6 日第 1 3 8 5 回公益委員会議において会長公益委員小西國友、公益委員関一郎、同藤井稔、同高荒敏明、同盛誠吾、同神尾真知子及び同水地啓子が出席し、次のとおり決定する。

### 主 文

本件申立てを却下する。

### 理 由

#### 1 本件の経過

(1) 申立人神奈川シティユニオン（以下「組合」という。）は、被申立人株式会社コスモコーポレーション（以下「会社」という。）に対し、組合員 C に係る解雇撤回、平成 1 7 年 2 月分以降の賃金減額という労働条件の不利益変更の是正及び年次有給休暇の正当な付与を議題とする団体交渉を平成 1 8 年 4 月 2 0 日に申立人の事務所で行うよう書面で申し入れたが、会社がこの団体交渉に出席しなかったことから、このことを労働組合法第 7 条第 2 号に該当する不当労働行為であるとして、団体交渉応諾及び陳謝文の掲示を求めて、同月 2 6 日、当委員会に救済を申し立てた。

これを受けて、当委員会は本事件について審査を行い、平成 1 9 年 1 月 2 4 日に結審した。

(2) 横浜地方裁判所は、平成 1 8 年 7 月 1 1 日に会社の破産手続の開始を決定した。

(3) 横浜地方裁判所は、平成 1 9 年 2 月 6 日に会社の破産手続の終結を決定し、同月 2 0 日付け官報で公告した。

## 2 申立て却下事由の存否

会社については、上記1の(2)・(3)のとおり、平成19年2月6日に破産手続の終結が決定され、同月20日に公告されたことにより、法人格が消滅した。

このことからすると、本件申立てにおける請求する救済内容については、法令上又は事実上実現することが不可能であることが明らかな事態に至ったものと認められる。

よって、労働委員会規則第33条第1項第6号を適用し、主文のとおり決定する。

平成19年3月19日

神奈川県労働委員会  
会長 小西 國友，